

議第 35 号

下呂市手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

個人番号カードの普及と利用を促進するため、コンビニエンスストアなどの証明書発行端末による各種証明書発行手数料を減額し、あわせて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法第 27 号）の改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例

下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
(手数料の名称及び金額等) 第2条 手数料の名称及び金額は、別表第1のとおりとする。 <u>ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して機器により別表第1に規定する1の部、5の部及び7の部の証明書等を交付するときの手数料の額は、当該事務に係る手数料の額から50円を減じて得た額とする。</u>						(手数料の名称及び金額等) 第2条 手数料の名称及び金額は、別表第1のとおりとする。					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)	備考	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)	備考
1の部～8の部（略）						1の部～8の部（略）					
9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	<u>1 法第17条第8項の規定による個人番号カードの再交付</u>	個人番号カードにつき	1枚につき	800	9	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する事務	<u>1 省令第11条第1項の規定による通知カードの再交付</u>	通知カード再交付手数料	1枚につき	500
								<u>2 省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付</u>	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800
(注) (略)						(注) (略)					

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

個人番号カードの普及と利用を促進するため、コンビニエンスストアなどの証明書発行端末による各種証明書発行手数料を減額し、あわせて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法第 27 号）の改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 別表第 1 に規定する手数料の金額について、コンビニエンスストアなどで個人番号カードを使って機器により交付を受ける場合は、一律 50 円減額します。

(第 2 条関係)

- (2) 個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カードに関する箇所を削除します。

(別表第 1 関係)

- (3) この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)